

白紙の紙

3/11/1922

# 議に就て 同憂の士に檄す

## 議の悪化—労働運動指導

者並に操觚界の猛省を促す—當局怠慢の責任を問ふ—政府は速かに労働法規を制定實施して問題の根本的解決を期せよ!

1922年9月9日

(大正十年七月十八日發行)

労働争議の頻發!!! 是れ果して何を意味する乎。職工團の示威運動!!! 是れ果して何を求むるか。労働運動の悪化!!! 是れ果して何を暗示するものぞ。

労働争議の頻發は正に是れ労働者の自覺を表現すべくして却つて其無自覺を表白しつゝあるなき乎。職工團の示威運動は正に是れ労働者の高尚なる社會的地位と獨立的人格の要求に在るべくして事實は却つて然らずして只だ眼前のパンを求めむとするに在る乎。労働運動の悪化は却つて運動の効果を阻害し或は三菱に於ける同志打の醜態を演じ或は川崎に於ける工場管理の如き權力の破壊に至らむとして自ら革命の兆を示せんとする乎。數萬の青服黄服が隊を組み職を押し立て労働歌を高唱しつゝ市中を練り歩るゝ有様は一步間違へば警察力も如何ともし難き概を示せり。吁、労働運動が愈々赤化の傾向を現はし來らば、國家の秩序は果して何を以てか保たむ。

### (二)

抑も労働運動の勃興は機械工業の發達に伴ふ自然の現象にして恰も谿谷の水集りて大河を成し、勢ひ奔騰して大原を貫流するが如し、恠に已むを得ざる勢なり。故に絶體に之を阻止することは到底人力の及ばざる所にして、若し之を敢てせば戰慄すべき結果を醸さむ、さればとて之を自然に放任するの益々危険なるを覺ゆ。蓋し滔々として流れ下る大河の水を一時に阻止せむか、其水激奔して堤坊を決し人家を流し田圃を荒廢せむこと必せり。さらばとて之を自然に放任せむか、其水流は其擇ぶ所に任せて流溢し農園都市到る處に其威を逞しうせむ。斯の如きは固より吾人の堪へべき所に非ず。労働運動も亦此の如く、之を一時に阻止するは益々之を悪化せしむるの弊あり、之を放任するも亦産業の荒廢を招來す。労働運動は畢竟河床を離れたる一大水勢の如し、之を一時に阻止するの不可なると共に之を放任するも亦不可也。是に於て世人唯だ手を拱いて傍觀の態度に出づ。偶々警察官の居中調停を試み一時を糊塗せるありと雖も未だ以て問題の核心に觸れたること無く云はゞ臭いものに蓋したるに過ぎず、所詮現今の社會制度にては勞資問題は長しへに解決の期無からん。吁、労働亡國乎!!

### (三)

神戸市に於ける労働運動は其當初、労働者に「パンを興へよ、否らすんば死を興へよ」と云ふが如き眞剣味無く從つて其運動振りの隋氣滿々たりしに徴し明らかに何者かの煽動使賊に因るものと看取せられたるが其長引くに從ひ生活上に不安を來すと共に精神上にも不安を來すの必然なるより衷心私かに其處に到らして圓満の解決を見むことを庶幾つゝ而かも其根本的解決の至難なるべきに想到して憂懼禁する能はざりき。

已にして運動は悪化し來り、川崎に於ける工場管理と云ふが如き聲明を見るに至れり。苟も工場管理と云ふ以上は、工場主たる會社の承諾を得ずして工業機械及材料一切を占有し工業實施の支配權を自己の手中に掌握するの意たる可し、果して然らば其行爲たるや現時の法制の上より見て權利の侵害たるを免れずして、斯の如き宣言を公然號呼するに至つては國權の作用は既に無視せられ、社會の秩序は半ば攪亂せられたり云ふも過言に非ず、而かも其行爲は他にも波及せんず形勢に在りて、不安の氣は今や神戸